

令和6年度 貸出ダンプ制度説明会（書面開催）

【積込業者様向け】

1 送付書類

（１）令和6年度貸出ダンプ制度説明会（書面開催）説明資料

（２）貸出ダンプ制度に係る積込機械の登録届出について

- ・様式1 貸出ダンプ機械届出書
- ・様式2 運転者名簿
- ・様式3 貸出ダンプ機械届出の変更について
- ・貸出ダンプ制度に伴う証明書の請求について

2 問い合わせ先

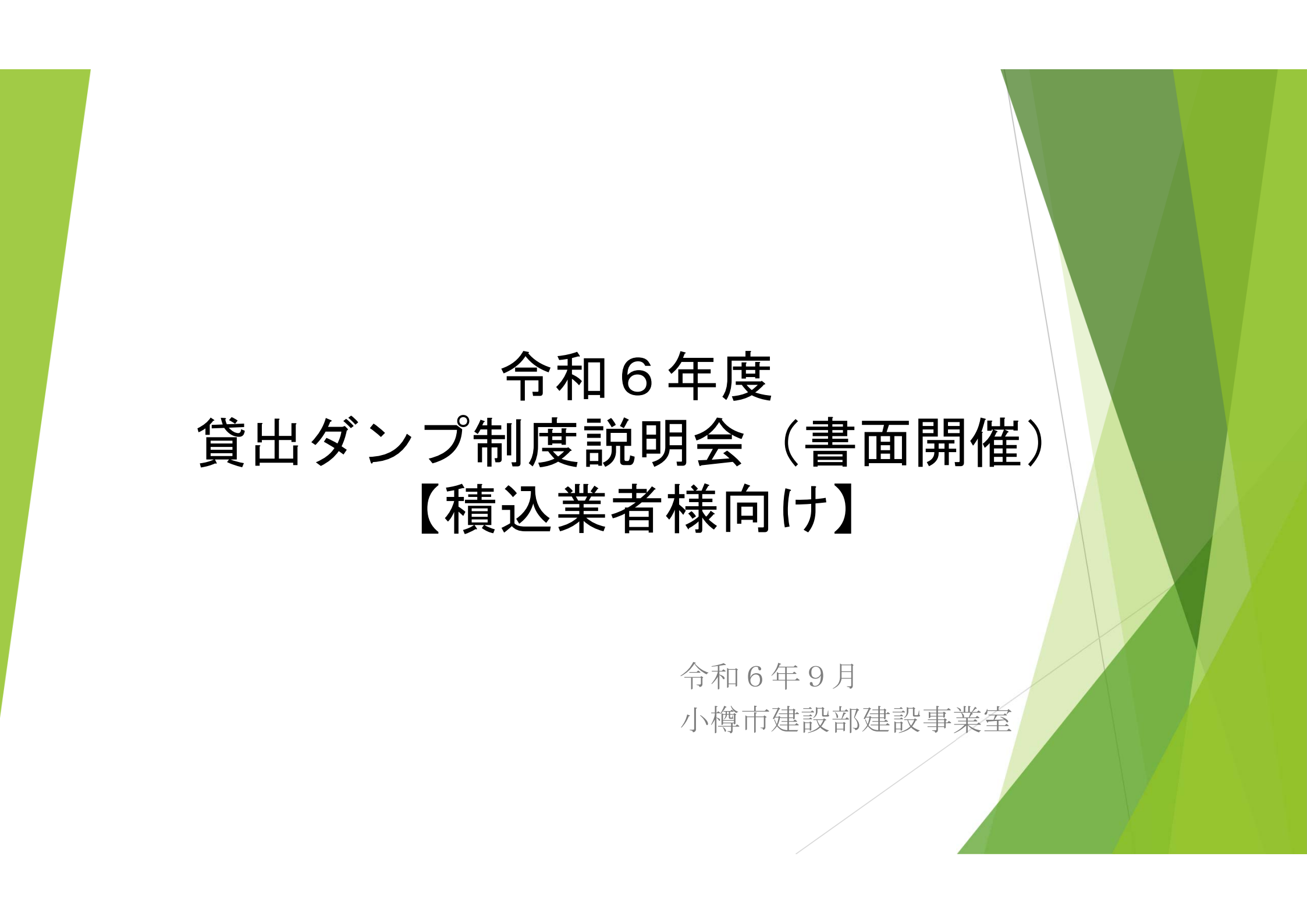
小樽市建設部建設事業室維持課

担当：赤川、平森

住所：小樽市花園5丁目10番1号

電話：0134-32-4111（内線7578）

FAX：0134-27-4469



令和6年度 貸出ダンプ制度説明会（書面開催） 【積込業者様向け】

令和6年9月
小樽市建設部建設事業室

〇はじめに

- ▶ 本制度は、昭和54年度から市民の皆様がその居住する地域の冬期間における交通を確保するため、町会又は団体（以下、「町会等」という。）が自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が無償でダンプを派遣し運搬処理を行うことにより、町会等の排雪費用の軽減を図ることを目的としております。

○貸出ダンプ制度の受付・実施期間等について

	受付期間	受付場所	実施期間	作業時間
第1回目	令和6年12／2(月) ～令和6年12／16(月)	建設部 庶務課	令和7年1／13(月) ～令和7年3／13(木)	原則として 午前8時 ～午後5時
第2回目	令和6年12／2(月) ～令和7年1／31(金)		令和7年2／20(木) ～令和7年3／13(木)	

- ※ 実施日につきましては、今年度も抽選会は行わず、申込書に記入の実施希望日で日程調整を行います。
- ※ 例年は1日の派遣現場数を最大10現場程度としていましたが、近年のダンプトラック不足により派遣台数の確保が困難となってきたことから、日程調整をスムーズに行うため、今年度の貸出ダンプ制度の手引きにおいて、必ず実施希望日を第3希望日まで記入していただくよう記載いたしました。積込業者様におかれましても、第3希望日まで日程を調整していただきますよう御理解と御協力をお願いいたします。また、ダンプトラック不足等により、同一組合でその日の必要台数の確保が困難な場合は、他の組合から派遣することも想定していますので、重ねて御理解と御協力をお願いいたします。
- ※ 同一箇所での利用は2回までとします。
- ※ 申込書の記載事項に変更箇所がありますので、必ず最新の様式を使用してください。

○積込機械の登録について

□ 積込機械の登録について

- ・貸出ダンプ制度で積み込み作業を行う場合、事前に市への登録が必要となります。
- ・登録に必要な提出書類については、「貸出ダンプ制度に係る積込機械の登録届出について」を参照してください。
- ・登録証は、12月中旬を目途に郵送いたします。（貸出ダンプ実施前に、車検証、自賠責保険証、又は任意保険証の期限が満了する積込機械については、更新後の書類提出時に登録証を発行します）
- ・登録内容に変更が生じた場合、変更届（貸出ダンプ機械届出の変更について）の提出が必要となります。（登録した内容と異なって作業を行った場合には、登録を取り消し、今年度の貸出ダンプ制度を実施できなくなる場合があります）

□ 届出先

登録書類の提出は、建設部建設事業室維持課

建設部庁舎1階（花園5丁目10番1号）まで

□ 届出期間

令和6年10月1日（火）～令和5年10月31日（木）（土・日曜、祝日を除く）

受付時間 午前9時から午後5時20分まで

○日程変更について

□ 日程変更について

作業日に変更が生じた場合、日程調整を円滑に行うために、変更内容を記載した書類の提出をお願いしております。
様式については任意ですが、別紙「貸出ダンプ日程変更等連絡票」を参考にしてください。

書類は、**実施日の2営業日前の正午までに**、建設部庶務課（建設部庁舎2階 小樽市花園5丁目10番1号）に提出してください。

それ以降の変更は受け付けられませんので、御注意ください。

なお、従前どおり、同一積込業者の1回目同士、2回目同士の入替えは認めております。
ただし、1回目と2回目の入替えや、間に日にちを空けて利用日を確保することは認めませんので、御了承ください。

○補足事項

◇ 作業実施について

実施予定箇所が市の排雪と重複し、市が排雪を実施する場合や貸出ダンプの2回目の利用において、市の担当者が降雪・現場状況を確認し排雪が必要ないと判断した場合は、ダンプの派遣を中止することがありますので御理解ください。

◇ 雪捨て場について

市内12箇所の雪処理場及び雪堆積場が利用できます。

※今年度も天神2丁目の雪堆積場は使用できません。

①中央ふ頭基部 ②幸1丁目 ③望洋シャンツェ駐車場 ④祝津豊井浜 ⑤銭函浄水場 ⑥銭函4丁目
⑦寅吉沢 ⑧長橋1丁目 ⑨塩谷2丁目 ⑩蘭島1丁目 ⑪旧塩谷中学校 ⑫からまつ公園

※銭函地域の雪堆積場については、昨年度と同様に銭函浄水場雪堆積場を開設いたします。また、利用状況により銭函4丁目雪堆積場についても開設予定です。（別紙位置図参照）

◇ 道路使用許可について

貸出ダンプ作業の実施に当たり、道路使用許可を小樽警察署に申請する必要があります。その際、作業実施前までに道路使用許可証（写）及び道路使用許可申請書に添付した位置図（写）を建設部建設事業室維持課まで提出願います。

◇ 作業中の巡回について

市の担当者が作業状況、ダンプの雪積載量を確認に巡回しておりますので、御協力をお願いします。

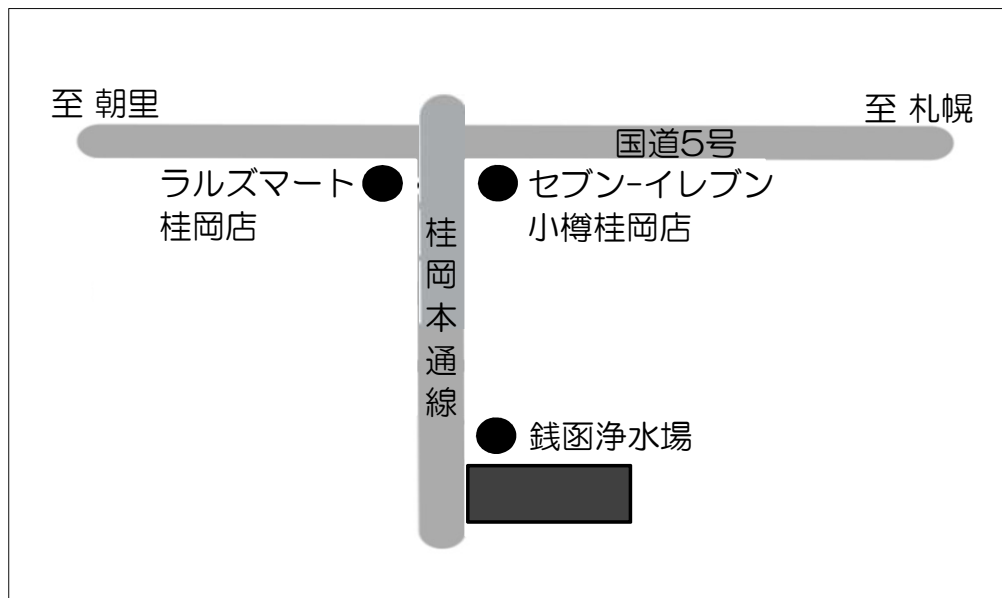
銭函地域の雪堆積場について

銭函地域の雪堆積場については、昨年度と同様に「銭函浄水場雪堆積場」を開設いたします。
また、利用状況により、「銭函4丁目雪堆積場」についても開設予定です。

銭函浄水場雪堆積場

所在地：桂岡町31番地先

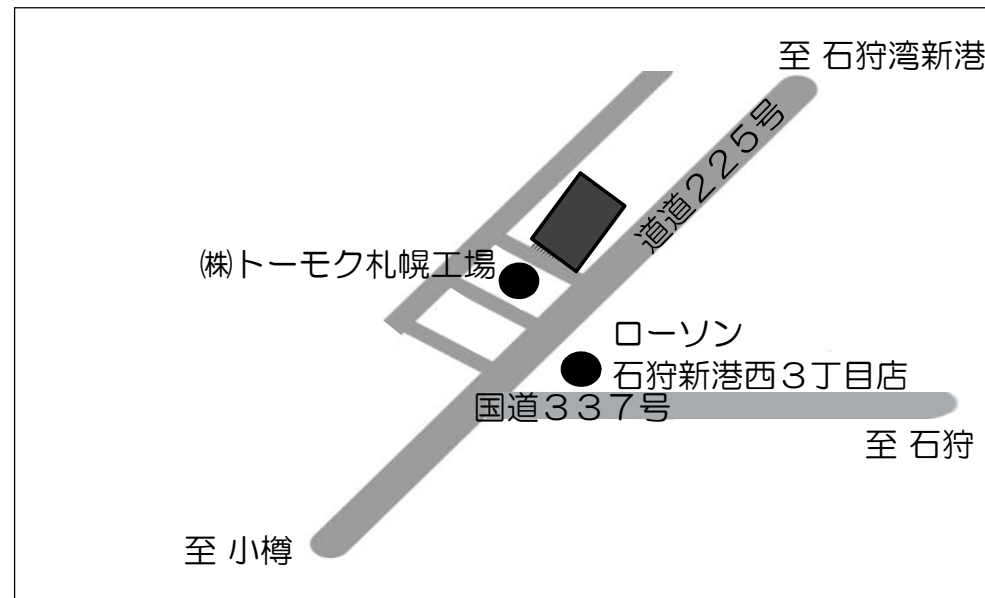
開設予定期間（令和6年12月中旬～令和7年1月下旬）



銭函4丁目堆積場

所在地：銭函4丁目地先

開設予定期間（令和7年2月上旬～令和7年3月中旬）



雪堆積場の位置図（ が雪堆積場です）

貸出ダンプ積込作業における注意事項

1 ダンプへの積込み等について

- ダンプに積み込んだ雪の量は、4t ダンプは5 m³、10t ダンプは14 m³で換算します。
- 4t ダンプの差し枠は30 cmと50 cm、10t ダンプの差し枠は60 cmと80 cmとすること。
- 雪をダンプに積み込む際は、次の点に注意して作業を行ってください。
 - ・左右の差し枠の高さまで、雪が届くように積載するものとし、中央部はトラック荷台の一番高い位置まで雪山を作るように載せてください。（積込みイメージ図参照）
 - ・積込みは、圧雪の板状ではなく、積込バケットを活用し、雪塊をよく砕き、効率よく積載できるよう心掛けてください。

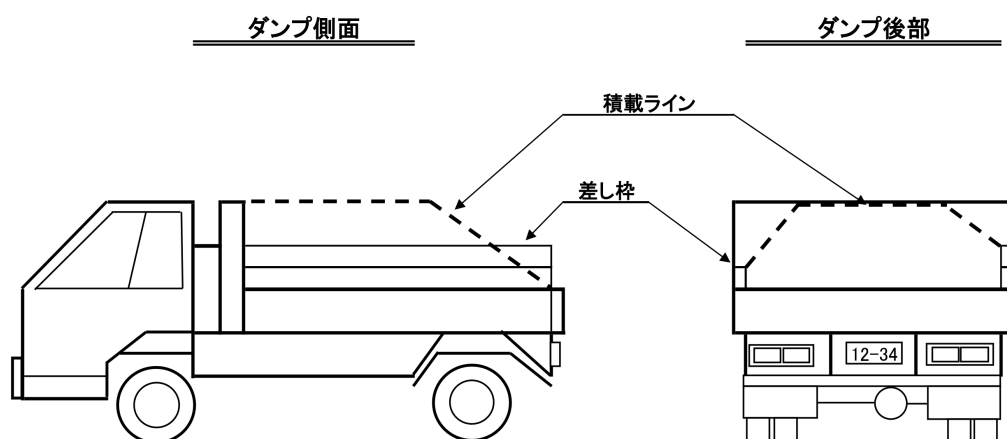
2 その他の注意事項

- 作業に当たっては、事故防止に努め、安全を最優先にして作業をお願いします。
また、事前に、現場見取図を確認の上、作業を行ってください。
 - 作業時間につきましては、原則として午前8時から午後5時までとなっておりますので、午前8時より前に積込作業は行わないよう十分注意してください。
 - 積込バケットで道路の雪を集める際、路面の舗装や宅地側の塀や門などを破損させないように十分注意してください。
 - 排雪する箇所は道路に限定しています。敷地内の雪や雪堆積場（空き地や駐車場）の雪については、排雪対象外となります。
 - 積込機械の転回場が必要な場合は1申請で1箇所を原則としますが、申請延長が概ね200 mを超える場合は最大2箇所までとします。（ただし、設置箇所は200 m区間ごとに1箇所とする）また、転回場の規模は、1箇所につき100 m²程度とします。
 - 市の担当者が、随時作業箇所のパトロールを実施しています。市の担当者から作業方法等について指示があった場合には、その指示に従ってください。
 - 次のような不誠実な行為が行われた時には、登録を取り消す場合があります。
 - ・「1. ダンプへの積込み等について」で示した所定の容量より少なく積み込むこと。
 - ・敷地内や雪堆積場などの雪を排雪すること。
 - ・申請箇所と異なった箇所の排雪を行うこと。
 - 作業の実施に当たり、道路使用許可を小樽警察署に申請してください。（作業の実施前までに道路使用許可書の写し、及び道路使用許可申請書に添付した位置図の写しを提出してください）
- この他、不明な点がある場合、小樽市建設部建設事業室維持課に連絡してください。

【連絡先 32-4111 内線7578、直通27-0205】

○積込みイメージ図

(4tダンプトラック 積載参考図)



作業前



作業後



貸出ダンプ日程変更等連絡票

小樽市除雪対策本部（庶務課） 宛（FAX 0134-32-3963）

積込業者名 _____

担当者氏名 _____

連 絡 先 _____

貸出ダンプの日程変更等について、以下のとおり連絡します。

整理番号	連絡の内容	変更前の日程	変更後の日程	摘 要
	日程変更 キャンセル			
	日程変更 キャンセル			
	日程変更 キャンセル			
	日程変更 キャンセル			
	日程変更 キャンセル			

※ キャンセルとは申請を取り消し、その場所の排雪を行わないという意味です。

別な日に移動する場合は変更となります。

また、作業日数を減らす場合でも、1日でも作業を実施するのであれば、「2日間の作業を1日に変更」、「3日間の作業を2日間に変更」とし、キャンセルとは言いません。

なお、作業日数を減らし作業予定の無くなった日程については、保留する事ができず、「減らした日数を元に戻す」という事はできません。

記入例)

整理番号	連絡の内容	変更前の日程	変更後の日程	摘 要
125-1~4	日程変更 キャンセル	1/25~27	1/25~26	3日間を2日間に変更
250	日程変更 キャンセル	2/10		キャンセル
1022	日程変更 キャンセル	3/10	3/13	1167と入れ替え
1167	日程変更 キャンセル	3/13	3/10	1022と入れ替え